

別記 1 新市場対応に向けた拠点事業者の育成及び連携産地の体制強化支援

第 1 目的

今後も拡大が見込まれる海外市場や加工・業務用等の新たな需要に対応し、野菜・果樹等の国内外の市場を獲得するため、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定める協働事業計画に係る承認規程（令和 2 年 1 月 21 日付け元生産第 1539 号農林水産省生産局長通知）に基づき承認された協働事業計画（到達目標に、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均 1 ポイント以上増加又は総出荷量に占める加工・業務用向け出荷量の割合を年平均 3 ポイント以上増加（かつ目標年度までに輸出向け取組を開始）を掲げた取組をいう。以下同じ。）に定める取組に対して支援する。

第 2 拠点事業者及び連携者の役割

- 1 事業実施主体となる拠点事業者又は連携者（以下「拠点事業者等」という。）は、協働事業計画に定めた取組内容の実践のために、本事業を実施することができるものとする。本事業の実施に当たっては、協働事業計画の目標達成につながるものとなるよう取り組むとともに、それぞれの事業ごとに生産性や収益性の向上等に資するよう留意するものとする。
- 2 事業実施主体となる拠点事業者等は、協働事業計画の実現に当たって、新市場獲得に向けた課題を整理し、これまで行ってきた取組の効果について十分に分析・検証を行い、新たに講じる取組がその解決に向けて効果的なものであることに加え、事業実施後においてもその成果が活かされるものとなるよう留意するものとする。
- 3 事業実施主体となる拠点事業者は、本事業実施により、次の（１）から（３）までのいずれかについて具備・強化を図るものとする。
 - （１）生産安定・効率化機能（農業者が減少傾向にある中で、安定的な取扱量を確保するための生産拠点地域・面積の拡大、農業用機械・施設の合理的配置・利用、農作業の分業・受託体制の構築、生産安定化・単収向上等のための技術の導入・定着、労働力の融通・省力化、農業生産を支援するサービスの活用等を行うことにより、連携者（拠点事業者が農業生産を行う場合にあっては、拠点事業者を含む。以下同じ。）の生産を安定化・効率化する機能をいう。以下同じ。）
 - （２）供給調整機能（気象的要因等による生産量や出荷時期の変動が大きくなる傾向にある中で、実需者に対する供給の安定性を向上させるための加工・貯蔵施設や生産量を予測・調整するためのシステムの運営等を行うことにより、その変動を吸収し、実需者への供給を調整する機能をいう。以下同じ。）
 - （３）実需者ニーズ対応機能（消費者のニーズが高度化する中で、実需者が求める農産物の安全・衛生、環境配慮、扱いやすい荷姿・配送頻度等のニーズを把握し、それらを踏まえて、連携者である生産者・産地全体での生産工程管理の実践の促進、加工適性、農産物の規格・容器・輸送システムの統一・簡素化等を行うことにより、実需者のニーズに的確に対応する機能をいう。以下同じ。）

第 3 事業実施主体

- 1 推進事業及び整備事業の事業実施主体は、協働事業計画に位置付けられた拠点事業者等であって、実施要綱別表 1 の I の事業実施主体欄の（１）から（７）まで及

びⅡの１の（１）から（７）までに定める者、若しくは拠点事業者が参画する実施要綱別表１のⅠの事業実施主体欄の（８）及びⅡの１の（８）のコンソーシアムとする。

- ２ 本要綱別表１のⅠの事業実施主体の欄の（６）の「民間事業者」は、以下の（１）を必須とし、（２）又は（３）のいずれかの次の要件を満たす者とする。ただし、別紙２の１の（２）から（５）までを整備する事業実施主体においては、（２）を必須とする。

（１）拠点事業者となる場合にあっては、生産者・産地の支援、協力、指導及び育成の取組を行う業務経験や知見を有していること。

（２）以下のア及びイを満たすこと。

ア 事業対象品目の農産物を生産者又は生産者団体（当該民間事業者（関係会社（自社に出資し、又は自社から出資を受けている会社をいう。以下同じ。）を含む。）が自ら農産物の生産を行っている場合、当該民間事業者以外の生産者又は生産者団体（をいう。）から継続して購入していること、又は購入する見込みであること。

イ 複数の生産者又は１以上の生産者団体との間で、事業実施から３年以上の期間を契約期間とする基本契約（事業対象品目の供給に係る書面による契約であって、対象となる品目、供給期間及び供給数量について約束するものをいう。）を締結していること、又はその見込みを有していること。

（３）事業対象品目を生産する生産者又は生産者団体の生産性向上や労働生産性向上等に資する技術を有し、生産者又は生産者団体の課題解決に協働で取り組むこと。

- ３ 実施要綱別表１のⅠの事業実施主体欄の（７）の「特認団体」は、次のいずれかの要件を満たすものとする。

（１）農業者の組織する団体が株主となっている株式会社であって、当該団体が有する議決権及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるもの。

（２）その他事業目的に資するものとして都道府県知事が認める団体

- ４ 実施要綱別表１のⅠの事業実施主体欄の（８）の「コンソーシアム」は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

（１）都道府県、市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、民間事業者、生産者、実需者、農業生産技術・経営管理等に関する各種専門家等によりコンソーシアムが構成されていること。

（２）整備事業を実施する場合は、施設整備を行う者が、コンソーシアムの構成員のうち法人格を有する者とされていること。

（３）施設の利用料金を設定する場合は、原則として施設の管理運営に必要な経費の範囲内で設定することとしていること。

（４）代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にしたコンソーシアムの運営等に係る規約（以下「コンソーシアム規約」という。）が定められていること。

（５）コンソーシアム規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- (6) 各年度ごとの事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

第4 対象品目

本事業の助成の対象となる対象品目については、野菜、果樹、花き、土地利用型作物、畑作物・地域特産作物とする。

ただし、別紙1の1の(1)のオの取組については、加工・業務用野菜のうち国内産が需要に答えきれていない品目として、たまねぎ、にんじん、ねぎ、ほうれんそう、スイートコーン、えだまめ、ブロッコリー、ごぼう、トマト、セルリー、にんにく、しょうが、さといも、えんどう、キャベツ(10～11月又は1～5月出荷)、レタス(9～3月出荷)、かぼちゃ(11～6月出荷)、だいこん(4～7月又は10～11月出荷)及びアスパラガス(2～5月又は9～11月出荷)に限るものとする。

なお、対象出荷期間が特定される品目は、第7の目標年度において、事業対象面積における契約取引の全体的出荷量のうち2割以上をその期間に出荷することとする。

第5 事業実施計画の基準

事業実施計画は、事業を実施しようとする拠点事業者等又はコンソーシアム(推進事業を複数の拠点事業者等が実施する場合にあっては、供給調整機能を有する主たる拠点事業者が代表するものとする。)が協働事業計画に位置付けられた取組内容について作成することとし、次の項目を全て記載するものとする。

- (1) 協働事業計画の目標達成に向けて取り組む事業内容に関すること。
- (2) 事業により期待される効果に関すること。
- (3) 事業実施の成果目標に関すること。

第6 事業の内容等

1 推進事業

別紙1のとおりとする。

2 整備事業

別紙2のとおりとする。

第7 目標年度

目標年度は、協働事業計画終了後の翌々年度とする。

第8 事業実施の手続

- 1 事業実施主体は、別記様式第1-1号により事業実施計画を作成し、協働事業計画を添付して地方農政局長等(北海道にあっては北海道農政事務局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出し、その承認を受けるものとする。

ただし、別に定める公募要領により選出された補助金候補者については、事業実施計画の承認を得たものとみなす。

- 2 事業の範囲が複数の地方農政局長等の管轄する都道府県にわたる場合においては、事業実施主体は、その所在する都道府県を管轄する地方農政局長等に事業実施計画

を提出し、その承認を受けるものとする。

なお、事業実施計画の提出を受けた地方農政局長等は、承認を行うに当たり、あらかじめ関係地方農政局長等に対し、事業実施計画の写しを送付し、必要な調整を図るものとする。

- 3 地方農政局長等は、事業実施計画の提出を受けた場合は、その内容を審査するとともに、協働事業計画に記載された取組内容との整合性を確認し、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとする。
- 4 事業実施主体は、成果目標の達成に資する場合には、本事業の実施要綱及び要領に定める範囲内で、事業実施主体計画の取組内容等を変更することができるものとする。

ただし、次に掲げる場合には、1 から 3 までに準じた手続を行うものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業実施主体の変更

ウ 成果目標の変更

エ 産地生産基盤パワーアップ事業費補助金交付要綱（令和 2 年 2 月 28 日付け元生産第 1694 号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表の区分 1 の経費の 1 の I 及び 2 の重要な変更の欄に掲げる変更

5 事業の着手

- (1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）第 6 条第 1 項の交付の決定（以下「交付決定」という。）の後に着手するものとする。

ただし、実情に応じた事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する必要がある場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長等の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第 1－2 号により地方農政局長等に提出するものとする。

- (2) (1) のただし書により交付決定前着手届を提出した場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ補助金の交付が確実となってから事業に着手するものとする。この場合、事業実施主体は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で着手するものとする。
- (3) 地方農政局長等は、(1) のただし書による交付決定前着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう事業実施主体を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第 9 事業実施状況報告

- 1 事業実施主体は、事業実施年度から目標年度の前年度までの間、毎年度、別記様式第 1－3 号により事業実施状況を翌年度の 6 月末までに地方農政局長等へ報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、実施状況報告の内容について点検し、成果目標の達成や事業の適切な実施等に必要と認める場合は、事業実施主体に対し適切な措置を講ずるものとする。

- 3 地方農政局長等は、事業実施主体に対し、1及び2に定める報告以外に、必要に応じ、報告や必要な資料の提出を求めることができるものとする。

第10 事業の評価

- 1 事業実施主体は、目標年度の翌年度に、事業実施計画に定められた目標年度における成果目標の達成状況について自ら評価を行い、その結果を目標年度の翌年度の6月末までに、別記様式第1－4号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 2 地方農政局長等は、拠点事業者等からの報告を受けた場合には、遅滞なく、内容を点検評価するとともに、関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行い、評価結果を生産局長等に報告するものとする。
- 3 地方農政局長等は、2の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、事業実施主体に対して改善措置を提出させるものとする。

ただし、以下に該当する場合にあっては、事業実施主体から成果目標の変更又は評価終了の改善計画が提出され、評価検討委員会に諮り、妥当と判断された場合には成果目標を変更し、又は評価を終了することができることとする。

なお、成果目標の変更手続は、重要な変更に係る手続に準じて行うものとする。

ア 自然災害等により取組が困難となるような事態が生じている場合

イ 社会経済情勢の変化により成果目標の達成が困難となるような事態が生じている場合

- 4 事業評価を行った地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 5 国は、本事業の効果的な実施に資するため、事業の実施効果等必要な事項に関する調査を行うことができるものとする。

第11 事業の見直し

本要領の施行後、食料・農業・農村基本計画等において生産額や輸出額等の政府目標が改訂された場合には、当該政府目標の達成に資するよう協働事業計画の到達目標の基準等について点検し、施策の効果を高めるために必要な見直しを行うこととする。

第12 その他

- 1 国は、本対策の効果的かつ適正な推進のため、地方公共団体との密接な連携による推進指導体制の整備を図り、本対策の実施についての推進指導に当たるとともに、融資機関及び農業信用基金協会との連携により、本対策の円滑な実施を図るものとする。
- 2 本事業に係る補助金の交付を受けた事業実施主体が交付要綱、実施要綱及び本要領に定める要件を満たさないこと等が補助金の交付後に判明した場合には、国は、当該事業実施主体に指示を行い、地方農政局長等に当該補助金の全額又は一部を速やかに返納させなければならない。
- 3 事業実施主体は、継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済及び収入保険への積極的な加入に努めるものとする。

- 4 配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画を提出することはできないものとする。
ただし、自然災害等やむを得ない事情があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。
- 5 協働事業計画の到達目標に、「総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合を年平均1ポイント以上増加」を設定している場合にあつては、事業実施主体は、G F P（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員であること。

別紙1 推進事業

1 補助対象とする取組の内容

(1) 生産安定・効率化機能の具備・強化

ア 労働力不足等に対応した労働力や農業機械の調全体制の確立

農作業・出荷作業の代行、農業機械の合理的配置・利用、労働力の融通、労力集中時期の労働力確保体制の確立に資する調査、就労者の研修・指導等の取組。

イ 生育予測システム等の導入

実需者等への安定的な供給体制の構築を図るため、気象データやほ場での生育状況調査等を活用した生育予測システムや出荷予測システムの導入等の取組。

ウ 種子・種苗等の供給体制の整備

実需者の求めに対応した品種の種子・種苗の導入を円滑に推進するため、生産管理システムの導入、生産技術講習会等の取組。

エ 新たな栽培技術等の導入・普及

低コスト・高品質化生産技術や農地・農作物等のデータの分析等の新たな栽培技術等の導入・普及、収穫機等に適合した新たな栽培方式の導入、機械の改良等の取組。

オ 端境期等に対応した出荷体制の整備

実需者ニーズに対応した国産野菜の安定的な生産及び供給を実現するため、国内産が需要に答えられていない品目や作型（端境期）への出荷を目指す新たな野菜産地の育成に必要な生産・流通構造の構築、作柄安定の取組。

(2) 供給調整機能の具備・強化

ア 貯蔵技術等を活用した安定出荷体制の確立

品質を維持したままでの実需者等への安定供給や出荷量の平準化等を図るため、予冷・貯蔵庫の導入や冷凍等保存性の高い形態への加工等安定出荷体制の確立に必要な取組。

イ 集出荷調整機能の高度化

安定的、効率的な流通体制の構築を図るため、広域単位でのストックポイント活用等による集出荷調整機能の高度化に必要な取組。

(3) 実需者ニーズ対応機能の具備・強化

ア GAP・トレーサビリティ手法の導入

生産から流通までの安全・安心の確保のため、GAPやトレーサビリティの導入のための検討会、システム導入、マニュアルの作成等の取組。

イ 新品種等現地適応性試験の実施

実需者が求める加工等適性が高い新品種や新技術等の導入の取組。

ウ 導入品種等の加工等適性試験

導入対象品種について、実需者等の要望する加工適性や消費段階での品質を評価するための検討会、加工適性試験等の取組。

エ 品質管理、物流の効率化

実需者の求める規格・荷姿や配送頻度等に応えるため、品質管理・検査体制や共同集荷・配送システム、物流効率化に必要な資材等の導入等の取組。

オ 高品質・低コスト流通システムの構築の取組

産地からの出荷形態、流通経路、現在の販売形態、収穫から消費に至る一貫し

た温湿度管理等の全体を網羅した流通システムの導入。

カ 輸出対応型産地の育成

輸出先国・地域のニーズに合わせた新品種、栽培技術や品質保持技術等の導入、残留農薬基準や検疫条件等の輸出先国・地域の規制に対応するために必要な技術の導入等の取組。

(4) 農業機械等の導入及びリース導入

(1) から (3) までの取組を行うに当たり、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な農業用機械、農業用ハウス、CAコンテナ、機器等のリース等による導入。

(5) 効果増進・検証事業

(1) から (3) まで ((1) のオの取組を除く。) の取組を行うに当たり、取組効果の増進・検証に必要な以下の取組。

なお、事業実施後には効果増進・検証シートを提出するものとする。

ア 計画策定及び効果検証の取組

イ 技術等の実証の取組

(6) その他事業の目的を達成するために必要な取組であって、生産局長が認めるもの。

2 補助対象経費

(1) 本事業の補助対象経費 (1 の (4) 及び (5) の取組を除く。) は、別表 1-1 に掲げるとおりとし、本事業の対象として明確に区分でき、かつ証拠書類によってその金額が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別表 1-1 費目ごとに整理するとともに、他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。

(2) 1 の (5) の取組における補助対象経費は、以下に掲げるものとする。

ア 計画の策定及び効果検証に要する経費

別表 1-1 に掲げるもののうち、次の (ア) から (オ) までの経費を補助対象とする。

(ア) 旅費

事業実施主体に属する職員、外部専門家に対する旅費

(イ) 謝金

講師に対する謝金等

(ウ) 事業費

消耗品費、印刷製本費、会場借料等

(エ) 役務費

分析・農作業の外部委託等を専ら行う経費

(オ) 雑役務費

事業を実施するために必要な手数料

イ 技術実証に要する経費

(ア) 農業機械等のレンタル及びリースに要する経費

生産安定・効率化機能の具備・強化等の技術実証の取組に必要な農業機械等のレンタル及びリースに要する経費

(イ) 事業を実施するために必要なほ場の借り上げ経費

(3) 次の経費は、助成対象としない。

ア 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費

- イ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
- ウ 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費

3 補助率

- (1) 1の(1)から(4)までの取組の補助率は、1／2以内とする。

ただし、1の(1)のオの取組については、10アール当たり15万円とし、対象品目が1年に複数回作付けを行う場合、延べ面積による補助対象面積の算出は行わないものとする。また、6の(1)のイの契約が数量契約の場合の補助対象面積は、当該数量を当該品目の10アール当たりの平均的な収穫量で除して算出した面積又は6の(2)に掲げる取組を実施する面積のいずれか小なる方を上限とする。

- (2) 1の(5)の取組の補助率は、定額とする。

- (3) 1協働事業計画当たりの単年度の補助限度額は、5千万円とする。

4 成果目標

推進事業の成果目標は、事業実施計画に係る以下に掲げる成果目標からいずれか一つ設定するものとする。

ア 販売額又は所得額の10%以上の増加

イ 契約栽培の割合を10%以上増加させ、かつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること

ウ 需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率を80%以上とすること

エ 労働生産性の10%以上の向上

オ 生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率の5%以上の削減

5 採択基準

実施要綱及び本要領に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別表1－2の「推進事業の配分基準について」より選定するものとする。

6 補助対象基準

- (1) 1の(1)のオに取り組む場合は、以下を要件とする。

ア 事業実施主体当たりの事業対象面積は新たに対象品目を作付けするほ場を対象とし、5ha以上とすること。なお、対象品目を1年に複数回作付けする場合は、当該複数回作付けする面積の延べ面積により算定を行うこととする。

イ 対象品目について、以下に掲げる内容を含む書面による契約（契約書に準ずるものとして、別記様式第1－1号別添3－1により事業実施主体及び実需者等が共同で作成する書類（以下「契約内容確認書」という。）を含む。）が、出荷前までに締結されていること。

(ア) 当該契約の対象となる対象品目

(イ) 対象品目の供給の期間（以下「契約期間」という。）

(ウ) 数量契約を行う場合にあっては、対象品目の数量（以下「契約数量」という。）

(エ) 作付面積を契約の内容とする場合にあっては、当該面積（以下「契約面積」

という。)

- (2) 1の(1)のオに取り組む場合には、拠点事業者への供給体制に必要な次のア及びイに掲げる取組を一体的に実施するものとする。

ただし、アの取組においては、事業実施年度を含む3か年度継続して実施することとし、イの取組においては、1年目にあっては3つ以上、2年目にあっては2つ以上、3年目にあっては1つ以上を実施することとする。

ア 実需者ニーズに対応した生産・流通構造の構築の取組

(ア) 事業ほ場の設定

協働事業計画に定めた対象品目の栽培を行う専用ほ場の設定（住所その他の当該専用ほ場を特定できる情報、栽培品目及び本事業を実施していることを掲示することをいう。）の取組。

(イ) 生産コストの低減・省力化

収穫機の導入など、生産コストの低減や省力化に資する取組。

(ウ) 流通コストの低減

大型コンテナの導入など、流通コストの低減や調製作業の合理化に資する取組。

(エ) トレーサビリティシステム等の導入

対象品目の生産、流通の履歴を双方向に追跡できる取組。

(オ) 実需者ニーズに即した生産・出荷

端境期対応や実需者のニーズに応じた加工・業務用に適した品種の導入や、出荷期間の拡大に向けた新たな作型の導入の取組。

(カ) 出荷量の安定

貯蔵庫（予冷库・保冷库）のリース導入等、出荷量の安定に資する取組。

イ 作柄安定のための取組

(ア) 土層改良・排水対策

天地返し、暗きょ施工等による排水性向上対策等、ほ場条件の改善に資する取組。

(イ) 病虫害防除・連作障害回避対策

土壌消毒等、病虫害防除や生育初期の生育促進等に資する取組。

(ウ) 地温安定・保水・風害対策

不織布の設置等、高温、低温、干ばつ、風害等の被害抑制等に資する取組。

(エ) 土壌改良資材施用

土壌の排水性や保水性の回復等、出荷量回復・安定等に有効な資材の施用の取組。

- (3) 1の(4)に取り組む場合

ア 共通

(ア) 事業実施主体は、農業機械等の購入先の選定に当たっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、自ら、一般競争入札の実施又は農業資材比較サービス（AGMIRU「アグミル」）の活用等を通じて複数の業者から見積もりを提出させること等により、事業費の低減に向けた取組を行うものとする。

(イ) 助成の対象となる農業機械等は、動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須とする。）に確実に加入するものとする。

(ウ) 事業実施主体が、国庫補助事業により農業機械等の導入又はリース導入に対

する支援を受けていた実績がある場合は、法定耐用年数の期間内における当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。

(エ) 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。

(オ) 原則、新品であること。

ただし、地方農政局長等が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。

(カ) 次の経費は、助成対象としない

- a 経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組に係る経費
- b 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等（例：運搬用トラック、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー、パソコン等）の導入に要する経費
- c 他の国庫補助金を受けた（又は受ける予定の）経費
- d 本体価格が50万円未満の農業機械等（アタッチメント含む。）の導入又はリース導入に係る経費
- e 毎年度必要となる資材の導入に係る経費

(キ) 作業安全対策の実施

事業実施主体は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の自己点検に努めるものとする。

イ 農業用機械を導入する場合

(ア) 助成対象は、経営面積又は作業受託面積の拡大に必要な農業用機械に限るものとする。

(イ) 農業用機械の利用期間は、法定耐用年数以上とする。

(ウ) 農業用機械の導入を行った場合は、交付要綱第20に定める財産管理台帳の写しを、地方農政局長等に対して提出するものとする。

地方農政局長等は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業用機械の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。

(エ) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業用機械を導入する場合については、次によるものとする。

- a 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- b 賃借料を徴収する場合は、原則として「(事業費－助成金)／当該農業用機械の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- c 貸借契約は、書面をもって行うこととする。

なお、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないように留意するものとする。

(オ) 農業用機械を導入する場合は、別紙11により費用対効果分析を実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該農業用機械の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

ウ 農業機械等をリース導入する場合

(ア) 農業機械等のリース期間は、協働事業計画の事業実施期間以上で法定耐用年数

以内とする。

(イ) リースによる導入に対する助成額（以下「リース料助成額」という。）については、次の算式によるものとする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×助成率（1／2以内）

ただし、当該リース物件のリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合又はリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係るリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

「リース料助成額」＝「リース物件購入価格（税抜き）」×（「リース期間」
÷「法定耐用年数」）×助成率（1／2以内）

「リース料助成額」＝（「リース物件購入価格（税抜き）」－「残存価格」）
× 助成率（1／2以内）

(4) 1の(5)に取り組む場合

農業機械等の導入実証を行う場合は、農業者、農業者の組織する団体、機械メーカー及び流通事業者等複数の者で構成された検討会を開催し、本事業の取組目標及び目標達成に向けた構成員の役割を明確にするものとする。

(5) 生産資材・機器等の導入に取り組む場合

ア 助成対象は、新市場に対応できる拠点事業者等の育成又は連携する産地の体制強化に必要な資材・機器等（パイプハウスのパイプ、生育予測システム等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）の購入に要する経費とする。

イ 生産資材・機器等の導入に当たっては、選定について公正に行うこととする（例えば、特段の理由がないにもかかわらず、特定の資材のみを対象としなこと等）。

ウ 生産資材の導入助成を受けてパイプハウスの設置等を行う場合にあっては、天災等により被災した際に円滑な再取得等が可能となるよう国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあっては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとする。

別紙2 整備事業

1 補助対象とする取組の内容

協働事業計画の目標達成に必要な次の施設等の整備。

- (1) 育苗施設
- (2) 乾燥調製施設
- (3) 穀類乾燥調製貯蔵施設
- (4) 農産物処理加工施設
- (5) 集出荷貯蔵施設
- (6) 産地管理施設
- (7) 用土等供給施設
- (8) 農作物被害防止施設
- (9) 生産技術高度化施設
- (10) 種子種苗生産関連施設

2 対象地域

- (1) 本事業の主たる受益地は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に基づく農業振興地域の農用地区域及び生産緑地法(昭和49年法律第68号)第3条第1項に基づく生産緑地地区(以下「生産緑地」という。)とする。

ただし、1の(9)の生産技術高度化施設のうち低コスト耐候性ハウス、高度環境制御栽培施設及び高度技術導入施設(施設園芸栽培技術高度化施設に限る。)については、農用地区域及び生産緑地以外を主たる受益地とすることができる。

- (2) 野菜、果樹、茶又は花きを対象とする整備事業を実施する場合にあっては、都市計画法(昭和43年法律第100号)第7条第2項に規定する市街化区域内(以下「市街化区域」という。)(生産緑地を除く。)においても実施できるものとし、この場合の事業内容については、別紙6の施設の基準に記載されているものを除き、耐用年数が10年以内のものに限ることとする。

3 補助率

- (1) 整備事業の補助率は、1／2以内とする。
- (2) 1年度当たり上限要望額は20億円以内とする。

4 上限事業費

整備事業の施設別の上限事業費は、別紙5のとおりとし、その額を超える部分について、補助対象としないものとする。

5 成果目標

整備事業の成果目標は、別紙12に定める成果目標基準を準用し、設定するものとする。

6 費用対効果分析

整備する施設の導入効果については、別紙11により費用対効果分析を実施し、投資

効率等を十分検討するものとし、当該施設の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

7 採択基準

実施要綱及び本要領に照らして適正か否か及び効果的・効率的な事業実施が確保されるかについて審査を行い、別紙12の「整備事業の配分基準について」より16ポイント以上の事業実施計画を選定するものとする。

8 施設の補助対象基準

- (1) 整備事業で整備する施設については、別紙6に定める各施設ごとの補助対象基準を満たすものとする。
- (2) 事業実施主体が、自己資金若しくは他の助成により事業を現に実施し、又はすでに終了しているものは、本対策の補助の対象外とする。
- (3) 補助対象事業費は、本対策の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、事業の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。

- (4) 施設の整備に当たっては、地方農政局長等は、一個人に受益がとどまるような事業計画が策定されないよう、事業実施主体に対して周知徹底し、事業計画の審査等においても留意するものとする。
- (5) 地方農政局長等は、別記1第10による点検評価を実施した結果、目標年度の成果目標の全部又は一部が達成されていない場合及び事業において導入した施設等が当初の事業実施計画に従って適正かつ効率的に運用されていないと判断される場合（以下のア又はイに掲げる場合等）にあつては、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導するものとする。

なお、改善措置については、別記様式第1－5号に定める改善計画を作成させるとともに、改善計画の達成が見込まれるまでの間、改善状況の報告をさせ、強力に指導するものとする。

ア 施設等の利用率、作付率及び稼働率のうちいずれかが70%未満の状況が3年間継続している場合

イ 処理加工施設において収支率が80%未満の状況が3年間継続している場合

- (6) 事業で整備する施設は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、当該対策実施地区の実情に照らし適当な場合には、古品・古材若しくは間伐材の利用、増築・併設等、合体施行又は直営施行を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

このほか、資材の選定に当たっては、「森林・林業基本計画」（平成28年5月24日閣議決定）の趣旨を踏まえた木材の利用を考慮の上、適切な選定を行うものとする。

- (7) 施設の整備に対する交付については、既存施設の代替として、同種・同能力のものを再度整備すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とするものとする。
- (8) 施設の附帯施設のみの整備は、補助の対象外とするものとする。
- (9) 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する経費又は補償費は、本要領に定めがないものについては、補助の対象外とするものとする。
- (10) 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次によるものとする。
- ア 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長等と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあっても同様とする。
- イ 事業実施主体は、原則として、地方公共団体、農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について規約の定めがある団体等をいう。以下同じ。）、公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）、農業者の組織する団体が株主となっている株式会社（当該団体及び地方公共団体が有する議決権の合計がその会社の総株主の議決権の過半数であるものに限る。）及び土地改良区に限るものとする。
- ウ 当該施設の受益農業従事者数は、5名以上とする。
- エ 事業実施主体が賃貸料を徴収する場合は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- オ 貸借契約は、書面によって行うこととする。
- なお、事業実施主体は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (11) 対象作物が果樹の場合は、受益地区の対象品目の栽培面積に占める受益地区の対象品目の果樹収穫共済の加入面積及び農業経営収入保険の作付予定面積の総和の割合が、直近の当該都道府県の平均以上であり、又は当該都道府県の平均以上となることが確実と見込まれていなければならないものとする。
- (12) 海外に向けた販路拡大に係る事業を実施する場合にあつては、事業実施主体等が行った、販路拡大に係る情報収集、マーケティング調査、テスト輸出等の結果、海外に向けた販路拡大が確実と見込まれることを要するものとする。
- (13) 乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を新設する場合は、既存施設の再編合理化を検討するものとする。
- (14) 土地利用型作物を対象とした乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設又は集出荷貯蔵施設を整備する場合は、地方農政局長等は、事業実施主体がその整備する施設を適切に労働安全・衛生管理できる者であるとともに、最適な流通形態に対応していることを確認するものとする。
- (15) 本事業により施設を整備する場合にあつては、天災等により被災した際に円滑な施設の補修及び再取得が可能となるよう、国の共済制度（国の共済制度に加入できない場合にあつては、民間の建物共済や損害補償保険等（天災等に対する補償を必須とする。））に確実に加入するものとし、当該施設の処分制限期間において加入が継続されるものとする。
- なお、事業実施主体は、別記1第9に定める事業実施状況報告書の提出にあわせて、国の共済制度又は民間の保険等への加入状況が分かる資料の写しを提出するものとする。

- (16) 成果目標の達成に必要な新用途への改修（耐震化工事、内部設備の撤去及び改修する中古施設（土地は含めないものとする。）の取得を含む。以下「改修等」という。）については、以下の条件を全て満たす場合に助成対象とすることができるものとする。
- ア 同種・同規模・同能力の施設の新設価格及び耐用年数を勘案し中古施設の改修等の方が経済的に優れていること。
 - イ 改修等を行う前の施設の法定耐用年数が10年以上、かつ、内部施設の法定耐用年数以上であること。
 - ウ 補助事業等により取得した財産の改修等を実施する場合は、あらかじめ「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準」（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）により財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、又は、承認を受ける見込みであること。
 - エ 新用途としての能力の発揮又は能力増強のための設備導入と一体的に整備する改修等であること。
- (17) 整備事業の補助対象経費や事務手続については、「強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（平成31年4月1日付け30食産第5395号、30生産第2220号、30政統第2193号農林水産省食料産業局長、生産局長、政策統括官通知（以下「事務取扱」という。））を準用するものとする。

9 留意事項

(1) 周辺環境への配慮

施設の整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

(2) 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成23年3月17日付け環産産発第110317001号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）、「園芸用使用済みプラスチック適正処理に関する指導について」（平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知）等に基づき、組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

(3) セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理

事業実施主体は、特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理を徹底するため、生産技術高度化施設を整備し、セイヨウオオマルハナバチを飼養する場合には「セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適切な管理の徹底について」（平成24年12月21日付け24生産第2455号生産局農産部園芸作物課長通知）等に基づき、野外への逃亡防止等に万全を期すものとする。

(4) 周辺景観との調和

施設を整備する場合は、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和に十分配慮するものとする。

(5) PFI法の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用

による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）の活用に努めるものとする。

（6）管理運営

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により補助金を受けて整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

施設等の管理は、原則として、事業実施主体が行うものとする。

ただし、事業実施主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、実施地域に係る団体であって、地方農政局長等が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営をさせることができるものとする。

ウ 指導監督

地方農政局長等は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体の長（管理を委託している場合は管理主体の長。）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 定額補助金事業の取扱い

定額補助金の事業については、特にその補助金の使途について厳正に管理することとし、使途を証明する領収書等関係書類等を整備しておくものとする。

オ 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名等を表示するものとする。

（7）GAPへの対応

本事業において施設等を整備し、GAP認証を取得する場合にあっては、食品安全や環境保全、労働安全等といった持続可能性の確保の観点から、仕様や配置に十分に留意するものとする。

（8）作業安全対策の実施

事業実施主体及び事業の受益者は、農作業従事者の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る自らの取組状況の把握に努めるものとする。

（9）先進技術を活用した省力化・低コスト化等に資する取組の推進

都道府県及び市町村は、「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）に基づき、農林水産業における生産性革命を推進するため、先進技術を活用してイノベーションを創出することにより、生産現場に実装可能な省力化・低コスト化等に資する取組の推進に努めるものとする。

別表 1－1 推進事業の補助対象経費

費目	細目	内容	注意点
備品費		・事業を実施するために直接必要な試験、検証、調査備品及び機械導入に係る経費 - ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る	・取得価格 50 万円未満のものに限るものとする。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
賃金等		・事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
給与		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う給与	・「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年5月17日法律第29号。以下「改正法」という。）」による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・給与については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・給与の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
報酬		・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う報酬	・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・報酬については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け

			22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・報酬の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
職員手当等		・会計年度任用職員（フルタイム）に対して地方公共団体が支払う時間外勤務手当、宿日直手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、特殊勤務手当、地域手当、初任給調整手当、へき地手当 ・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う期末手当	・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・職員手当等の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
事業費	会場借料	・事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信・運搬費	・事業を実施するために直接必要な郵便、運送、電話等の通信に係る経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。
	借上費	・事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、保冷設備、輸送機器、農業用機械 ・施設、ほ場等借り上げ経費	
	印刷製本費	・事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費の経費	
	資料購入費	・事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものを除く。
	原材料費	・事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の経費	
	消耗品費	○事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費	

		・USBメモリ等の低廉な記憶媒体 ・実証試験、検証等に用いる低廉な器具等 ・本事業の実施のために設置したコンソーシアム等の公印作成費	
旅費	委員旅費	・事業を実施するために直接必要な会議の出席、技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	・事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
	費用弁償	・会計年度任用職員（パートタイム）に対して地方公共団体が支払う通勤に係る費用	・改正法による改正後の地方公務員法第二十二条の二第一項第一号及び第二号に規定する会計年度任用職員を対象とする。 ・本事業に係る業務指示を受けた会計年度任用職員の氏名・所属等について、各事業実施計画に明記すること。 ・費用弁償の単価の設定根拠となる資料を添付すること。
謝金		・事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
委託費		・本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが、必要かつ合理的 ・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・補助金の額の50%未満とすること。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限るものとする。
役務費		・事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工等を専ら行う経費 ・事業を実施するために直接必要な農作業及び農地・農作物等のデ	

		ータ分析を外部に委託する際に必要な経費並びに農業機械等を用いたサービスの利用料	
雑役務費	手数料	・事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	租税公課	・事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙等の経費	
端境期等対策支援費		・端境期等対策産地の育成に直接必要な作柄安定等の取組に係る経費	

(注1) 上記の経費であっても以下の場合にあっては、認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリースレンタルの場合

(注2) 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。

なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業者の会計と区分することとする。

別表 1－2 推進事業の配分基準について

成果目標等に関するポイントの内容
○目標値（以下の項目のうち、いずれか一つを選択すること）
・販売額又は所得額の10%以上の増加
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・契約栽培の割合を10%以上増加させかつ契約栽培の割合全体を50%以上とすること
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・需要減が見込まれる品目・品種からの需要が見込まれる品目・品種への転換率
100%以上・・・10ポイント
95%以上・・・8ポイント
90%以上・・・6ポイント
85%以上・・・4ポイント
80%以上・・・2ポイント
・労働生産性の10%以上の向上
20%以上・・・10ポイント
18%以上・・・8ポイント
15%以上・・・6ポイント
13%以上・・・4ポイント
10%以上・・・2ポイント
・生産から流通・消費段階に至るまでの廃棄ロス率を5%以上削減
15%以上・・・10ポイント
13%以上・・・8ポイント
10%以上・・・6ポイント
8%以上・・・4ポイント
5%以上・・・2ポイント